

淀川区地域福祉推進ビジョン策定に関する意見交換会（メンバー表）

氏名	役職
太田 久美子	社会福祉法人博愛社 児童家庭支援センター博愛社 センター長
大西 美佐子	社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会 見守相談室 見守り支援員
小澤 明	淀川区民生委員・児童委員協議会 副会長
川田 誠	社会福祉法人博愛社 特別養護老人ホーム博愛の園 施設長
種村 理太郎	関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 専任講師
中西 恵美	淀川区東部地域包括支援センター センター長
西尾 喜美子	淀川区地域女性団体協議会 新北野女性会会長 新北野地域活動協議会 副会長
西村 裕之	一般社団法人大阪市淀川区医師会 理事 西村内科・神経内科クリニック 院長
萩原 浩史	社会福祉法人加島友愛会“COCOLO”相談支援センター 管理者

(50音順)

作成 大阪市淀川区役所
問い合わせ先 大阪市淀川区役所保健福祉課（保健福祉担当）
〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
電話番号：06-6308-9857 FAX番号：06-6885-0537
メールアドレス：tl0006@city.osaka.lg.jp

淀川区

地域福祉推進

ビジョン(第3期)

淀川区では誰もが住み慣れた地域で
安心して生活し続けられるまちをめざして様々な取り組みを推進しています。



淀川区マスコットキャラクター
「夢ちゃん」

令和5年1月
大阪市淀川区役所

ごあいさつ

淀川区では誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるまちをめざして、これまで区の特性を踏まえた福祉コミュニティの将来像である「淀川区地域福祉推進ビジョン(第1・2期)」を策定し、地域福祉を推進してまいりました。

淀川区の福祉課題はこの間の社会経済状況等の変化に伴い一層複雑化・多様化・深刻化し、特に複合的な課題を抱えた方や世帯を支援する仕組みの構築が喫緊の課題となっており、総合的な相談支援体制の充実が求められています。

こうした中、地域福祉活動への参加促進や地域における担い手の育成、災害発生時にひとりでは避難することが困難な「要援護者」や生活困窮者、子育て世帯への支援の充実・強化など、取り組むべき課題が数多くあります。

さらに、令和3年5月の災害対策基本法の改正では災害時における円滑かつ迅速な避難を図る観点から、要援護者の個別避難計画について行政に作成が義務付けられ、淀川区においても取り組みを進めているところです。

現在、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生している中、令和4年1月には政府の地震調査委員会が南海トラフで今後40年以内にマグニチュード8～9級の地震が発生する確率を引き上げるなど、区民の防災への関心・危機意識は非常に高まっています。

今般、こうした社会情勢や国の制度変更等を踏まえながら新たに顕在化している課題にも対応するため、「淀川区地域福祉推進ビジョン策定に関する意見交換会」を開催し学識経験者や各専門分野の見地からのご意見をいただくとともに、区政会議において地域の皆様から、また、パブリック・コメントを実施することで淀川区にお住まいの方をはじめお勤めや通学されている方などからもご意見をいただき、令和元年度に策定した「淀川区地域福祉推進ビジョン(第2期)」を改定いたしました。

令和5年1月からの第3期では「地域における相談支援体制の充実」「生活困窮者への支援の強化」「要援護者への支援体制の充実」「切れ目のない子育て支援(淀川区版「ネウボラ」)の推進」「地域福祉を支える人材づくりと住民の参加促進」の5つの項目について重点的に取り組んでまいります。

引き続き、区民の皆様や各地域、学校、企業などと一緒に様々な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和5年1月

淀川区長
岡本 多加志



第1章	地域福祉推進ビジョンの策定にあたって	1
第2章	淀川区の地域福祉を取り巻く状況	4
第3章	課題解決に向けた取り組み方針	16
第4章	地域福祉推進ビジョンの進め方	27
参考資料		28

第1章 地域福祉推進ビジョンの策定にあたって

1 地域福祉推進ビジョン策定の主な経過と趣旨

地域には、さまざまな特性や背景を持つ人々がお住まいになり、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らされています。

また、仕事や学校のほか、ボランティアなど、いろいろな理由で地域を訪れ、活動されている人々がいます。

このように、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域において、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

(1) これまでの主な経過

大阪市では、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、地域福祉においても、市全体で画一的な手法を用いるのではなく、それぞれの区が、地域の实情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、平成24年12月に、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

また、各区の地域福祉を推進する取り組みを、さらに強力に支援していくため、加えて、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど各区に共通する課題や法制度改正等への対応など基礎的な部分については市域全体で取り組んでいく必要があることから、これまでの取り組みの成果を活かしながら地域福祉を推進していくため、平成30年3月に「大阪市地域福祉基本計画」（現在の期間は令和3年度～5年度）を策定し、地域福祉を推進してきました。

こうした中、淀川区では区の特性を踏まえた福祉コミュニティの将来像である「淀川区地域福祉推進ビジョン」を策定し、地域福祉を推進してきました。

(2) 淀川区地域福祉推進ビジョンの策定趣旨について

少子高齢化や核家族化の急速な進展、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立、また、こどもの貧困、児童や高齢者、障がい者への虐待など福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

こうした中、本市においては複合的な課題を抱えた方や世帯を支援する仕組みの構築が喫緊の課題となり、令和元年度から総合的な相談支援体制の充実が図られてきました。

また、近年、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生し、淀川区においても台風や地震による大きな被害が生じたことから、区民の防災への関心・危機意識は非常に高いものがあります。

さらに、令和3年5月の災害対策基本法の改正では災害時における円滑かつ迅速な避難を図る観点から、要援護者の個別避難計画について行政に作成が義務付けられました。

また、令和4年1月13日、政府の地震調査委員会が国内の最新の地震発生確率を公表し、南海トラフで今後40年以内にマグニチュード8～9級の地震が発生する確率を、これまでの「80～90%」から「90%程度」に引き上げるなど、いざというときのための「備え」の必要性がますます高まっています。

加えて、令和2年からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域社会に非常に大きな影響を与え、緊急事態宣言が発出されるなどこれまでの生活スタイルも大きく変化しました。

対面でのコミュニケーションが基本であった地域福祉活動は大きな制約を受けることになっても、感染予防対策を取り入れながら創意工夫も凝らし実施されてきたことで、人と人とが気かけあう関係性や社会とのつながりの大切さが再確認されてきました。

今般、こうした社会情勢や国の制度変更等を踏まえながら、新たに顕在化している課題にも対応するため、令和元年度に策定した「淀川区地域福祉推進ビジョン（第2期）」を改定し地域福祉を推進してまいります。

(3) 推進期間

淀川区のめざすべき将来像、その実現に向けた施策展開の方向性を示す「淀川区将来ビジョン」の計画期間と合わせることで淀川区の施策に整合性を持たせるため、「淀川区地域福祉推進ビジョン（第3期）」は令和4年度から令和7年度までの4年間を推進期間とします。

なお、国の制度変更や区民ニーズ、新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢の変化などにも対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(4) 策定方法

淀川区内で地域福祉活動に取り組まれている各種相談支援機関などから推薦を受け、区民から直接相談を受けるなど実際に活動をされている方や、淀川区の地域福祉に造詣の深い学識経験者からなる「淀川区地域福祉推進ビジョン策定に関する意見交換会」を開催し、地域福祉推進ビジョン（第2期）の検証や改定にあたっての取り組み方針に関する問題や課題等について専門的見地からご意見を頂きました。

加えて、淀川区区政会議（全体会及び安全・安心なまち部会）において地域の代表者や公募委員から、また、パブリック・コメントを実施し淀川区にお住まいの方をはじめお勤めや通学されている方などからも幅広く意見を頂きながら策定しました。



第2章 淀川区の地域福祉を取り巻く状況

1 統計データから見える淀川区の状況

(1) 人口の状況

淀川区の人口は近年増加しています。

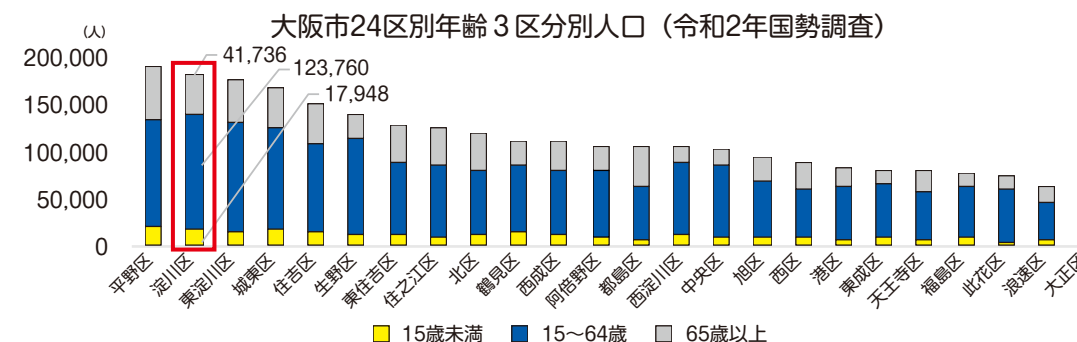
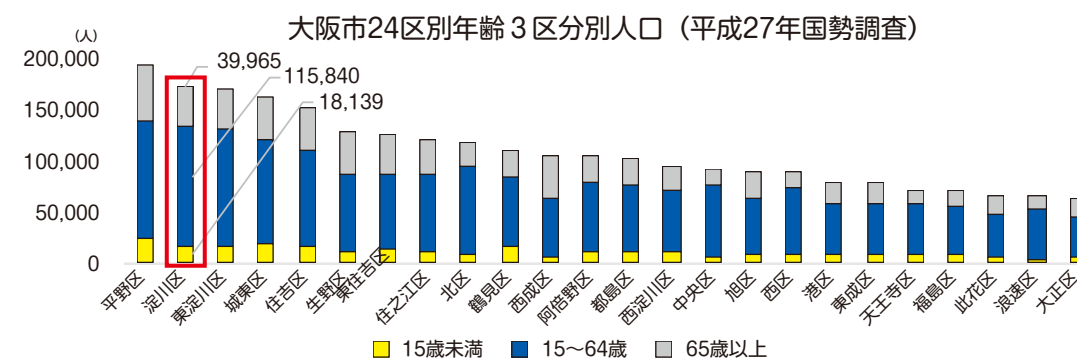
平成27年国勢調査では173,944人であったものが令和2年には183,444人と9,500人増加し、24区中第2位となっています。

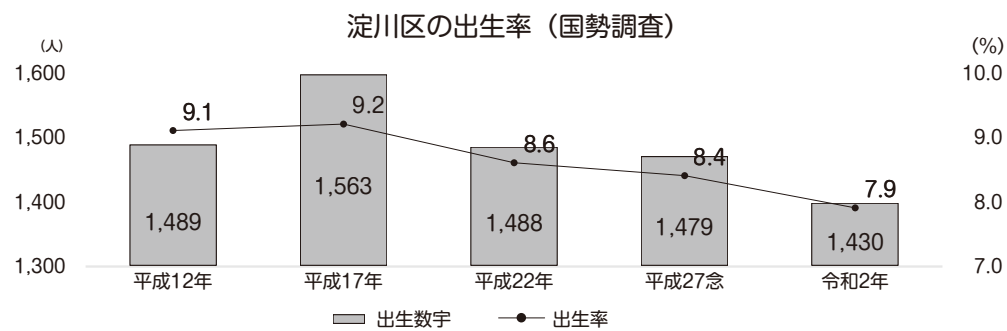
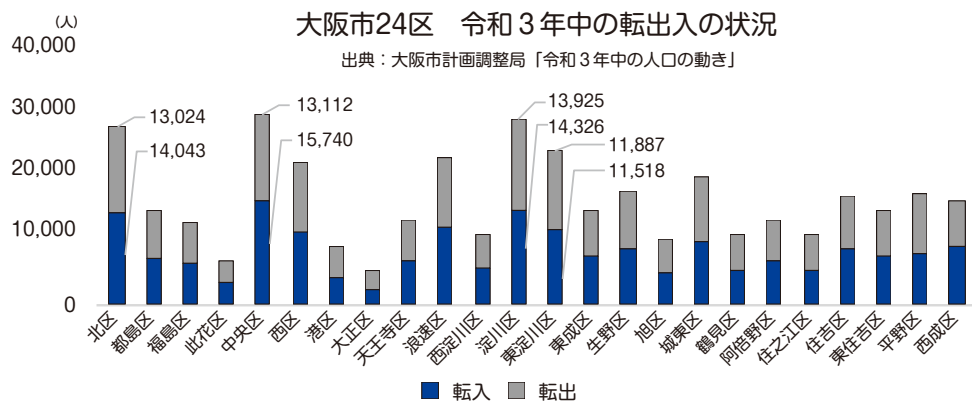
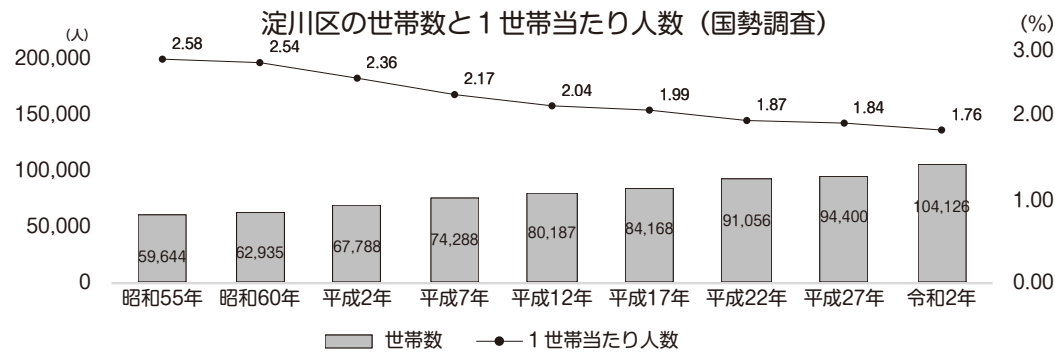
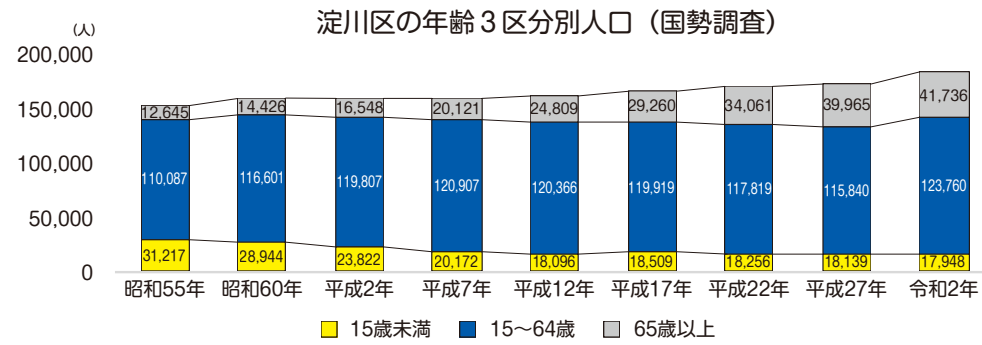
こうした中、15歳未満人口は18,139人から17,948人と191人減少しており、24区中第3位となっています。

また世帯数も増加を続け、令和2年国勢調査では淀川区の世帯数は104,126世帯と24区中第1位となっています。

一方で1世帯当たり人員は減少傾向が続いており、令和2年は1.76人と、大阪市全体の1.84人と比べ少人数世帯が多いといえ、転出入人数も多い状況が淀川区の特徴となっています。

出生数は、令和2年国勢調査では1,430人で24区中第1位となっており、出生率は人口1,000対7.9で第8位であり、近年では平成17年の9.2をピークに減少傾向です。

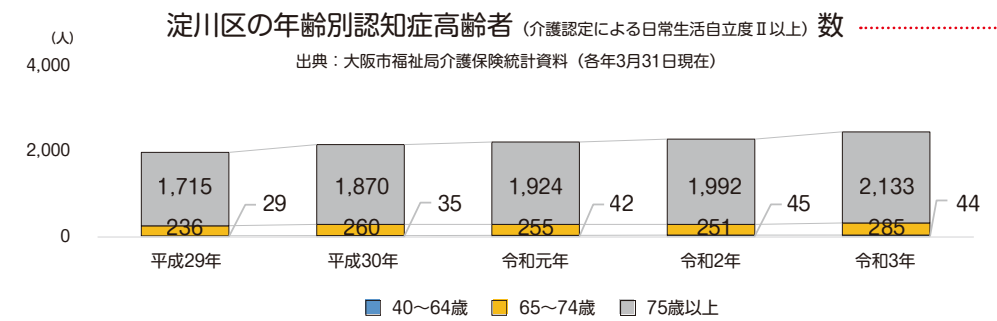
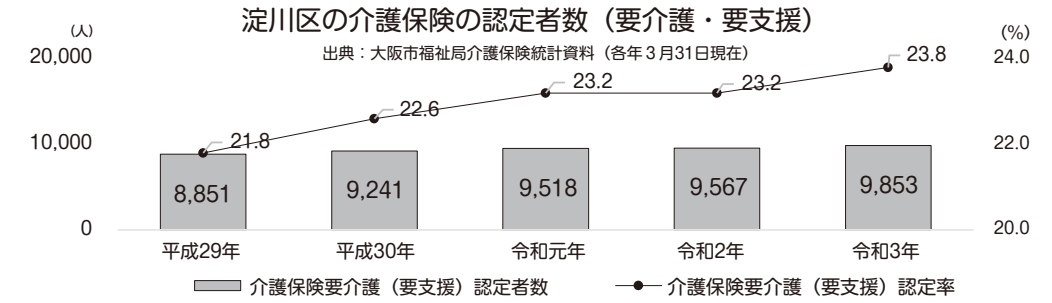




(2) 高齢者（介護保険）の状況

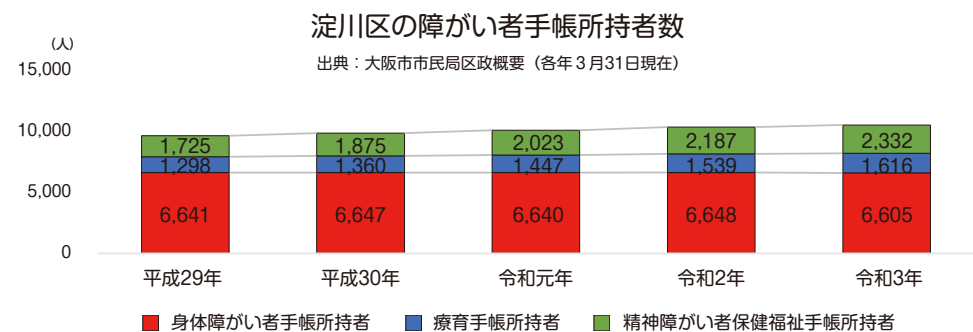
淀川区の介護保険の認定者数（要介護・要支援）及び介護保険第1号被保険者に対する認定率は増加しており、令和3年の認定率 23.8%は全国平均 18.7%に比べて高くなっています（大阪市平均は 26.7%）。

さらに、75歳以上の認知症高齢者数の増加が顕著であり、過去5年間で418人の増加となっています。



(3) 障がい者の状況

淀川区の身体障がい者手帳所持者数の推移は横ばいですが、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数には増加傾向がみられ、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は平成29年と比べて約1.4倍となっています。



(4) 防災に関する状況

ア 水害ハザード

淀川区では、淀川、神崎川・天竺川・高川の氾濫、高潮及び内水氾濫による浸水と南海トラフ巨大地震による津波浸水が想定されています。

次にお示しする**想定図は想定される浸水の最大深を示していますが、想定以上の豪雨、地震の大きさにより、浸水地域や浸水の深さが大きくなる可能性もあります。**

凡例	津波避難ビル	区役所・保健福祉センター	災害時用ヘリポート	JR	駅
	災害時避難所・津波避難ビル	警察署	防災スピーカー	私鉄	国道等
	家屋倒壊等氾濫想定区域	消防署	アンダーパス	地下鉄	区境界線
					町境界線

(ア) 淀川が氾濫した場合

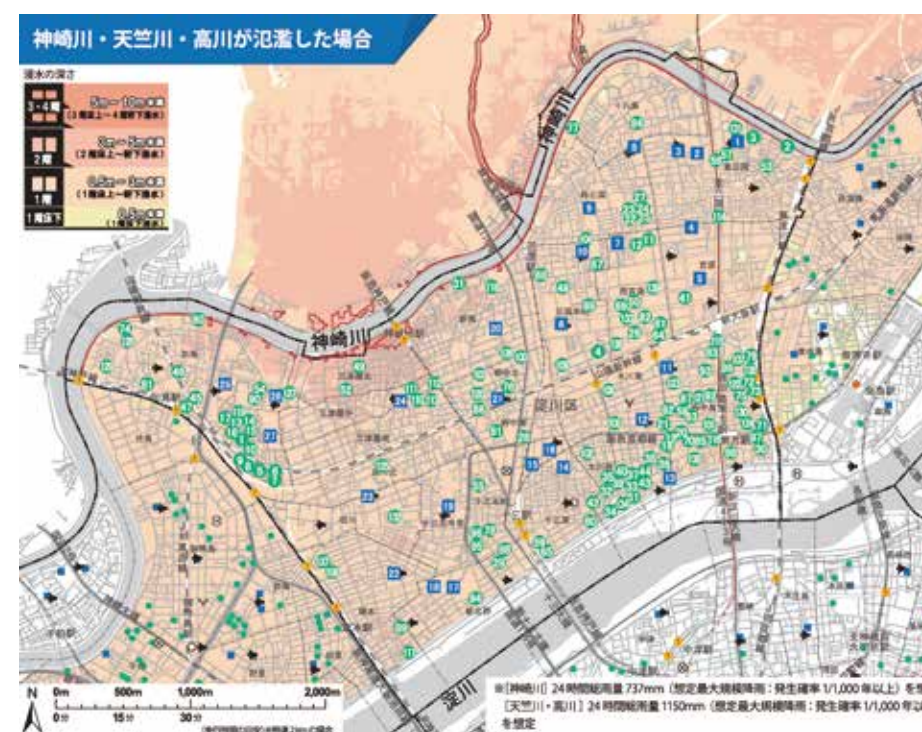
新北野・塚本地域の淀川沿いの一部で5m～10m未滿の浸水想定となっており、十三駅・塚本駅付近でも3m～5m未滿の浸水が想定されています。

その他の地域でも、神崎川に接した一部地域を除き3m未滿の浸水が想定されています。



(イ) 神崎川が氾濫した場合

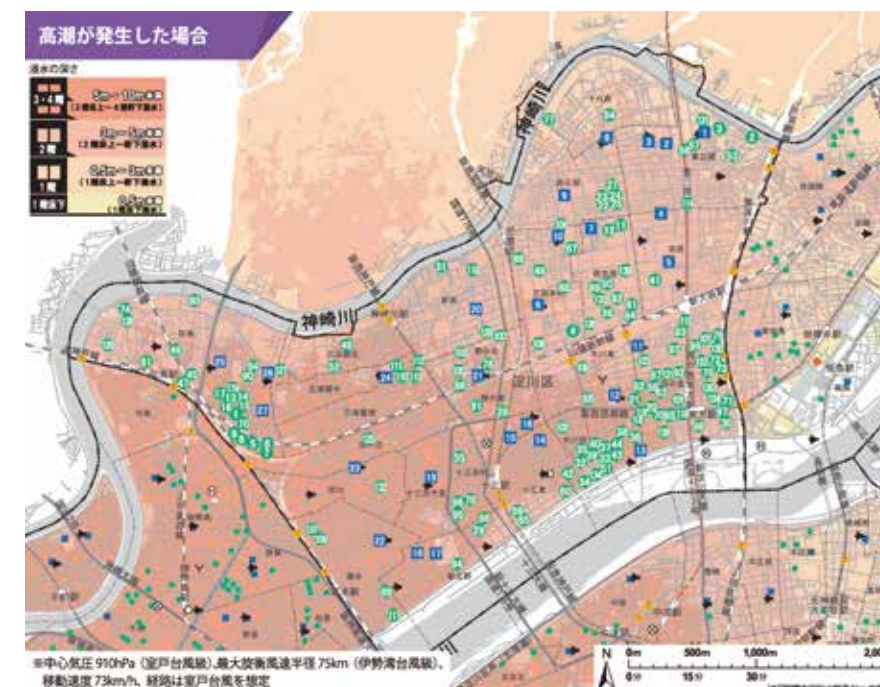
新高・三津屋・加島地域の一部で3m～5m未滿の浸水が想定されており、その他の地域でも3m未滿の浸水が想定されています。



(ウ) 高潮が発生した場合

淀川区内のほぼ全域で3m以上の浸水が想定されています。

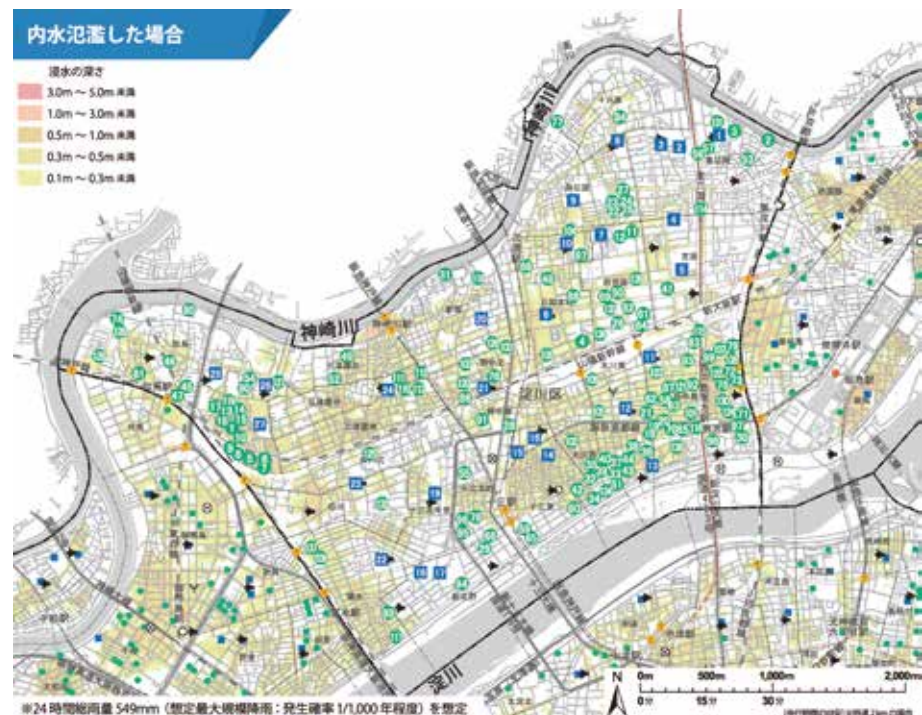
また、新幹線より南側の多くの地域では5m～10m未滿の浸水想定となっており、北側の地域でも野中・三津屋・加島地域の一部で5m～10m未滿の浸水が想定されています。



(エ) 内水氾濫（24時間雨量 549mm を想定）が発生した場合

区内の多くのエリアが 0.5m 未満の浸水エリアとして想定されています。

降雨の状況によっては、鉄道や道路の下をくぐり抜けるアンダーパスなども注意が必要となります。



(オ) 南海トラフ巨大地震により津波（満潮時を想定）が発生した場合

最短で 116 分後に西淀川区へ津波が到達し、淀川区では、新東三国・東三国・北中島・西三国地域など北東側の地域を除き 3m 未満の浸水が想定されています。



イ 要援護者の状況

淀川区には災害発生時にひとりでは避難が困難な要援護者（要介護度 3 以上、重度障がい者、難病患者など）が令和 4 年 3 月末現在で約 8,100 人となっています。

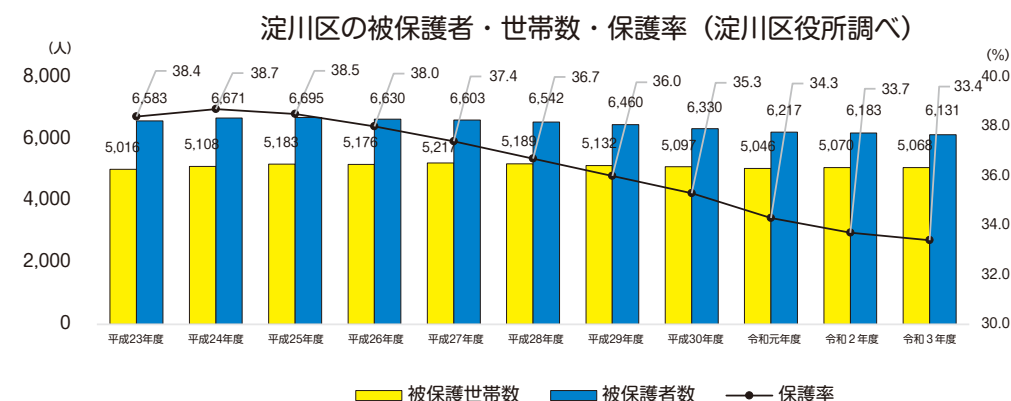
	地域人口：人 (令和 2 年国調)	要援護者数：人 (令和 3 年度末)		地域人口：人 (令和 2 年国調)	要援護者数：人 (令和 3 年度末)
新東三国	9,914	469	木川南	4,720	168
東三国	9,269	283	十三	7,733	353
北中島	17,270	687	野中	7,482	295
宮原	14,594	627	神津	6,896	348
西三国	8,817	375	新北野	6,152	288
三国	12,667	555	塚本	13,193	547
新高	13,658	563	田川	7,604	394
西中島	7,545	218	三津屋	12,853	591
木川	11,110	567	加島	12,109	738
淀川区内の要援護者数（淀川区役所調べ）				合計	183,586
					8,066

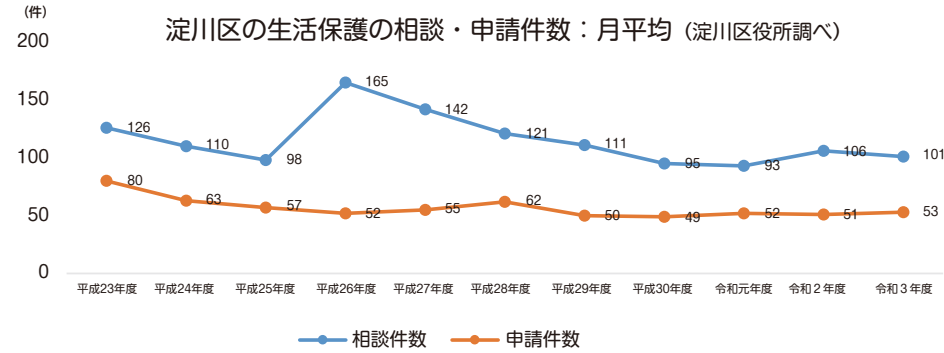
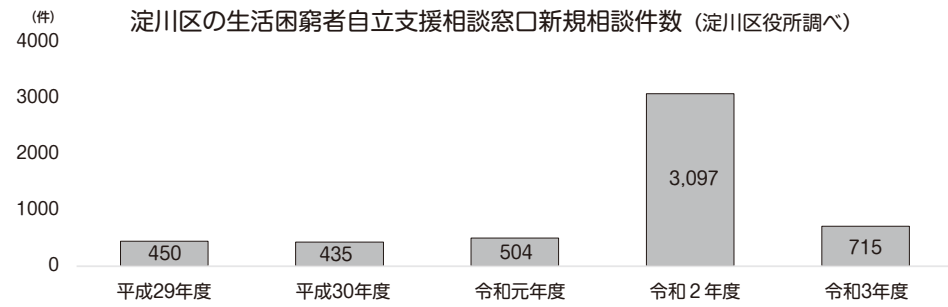
(5) 生活困窮者の状況

淀川区の被保護者数は平成 25 年度以降微減傾向が続いており、令和 3 年度の被保護者数は 6,131 人、保護率は 33.4%（千分率）で、24 区中 14 位となっています。

また、生活困窮者自立支援のための相談窓口における新規相談件数は約 500 件前後で推移していたものが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で受給資格の緩和もあって 3,097 件と急増しました。

新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和 2 年以降、生活保護の相談・申請件数の大きな増加は見られませんでした。退職や休業、シフトの削減等により所得が減少するなど、生活困窮者は大幅に増加したと考えられます。

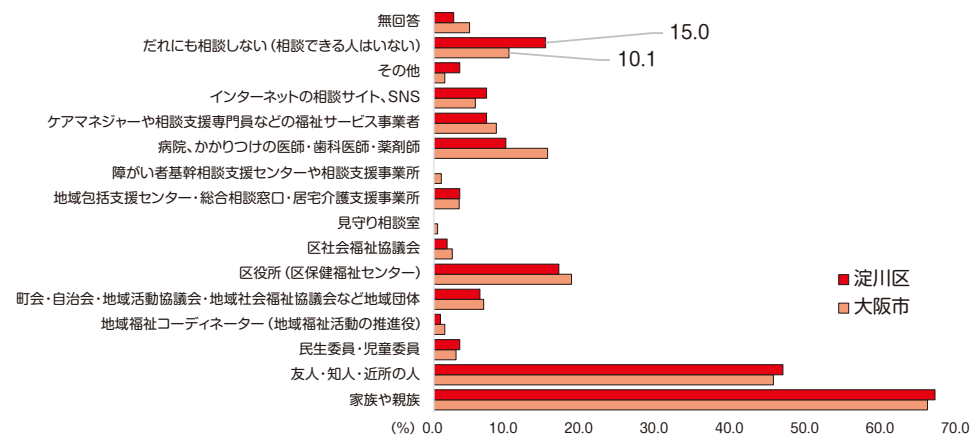




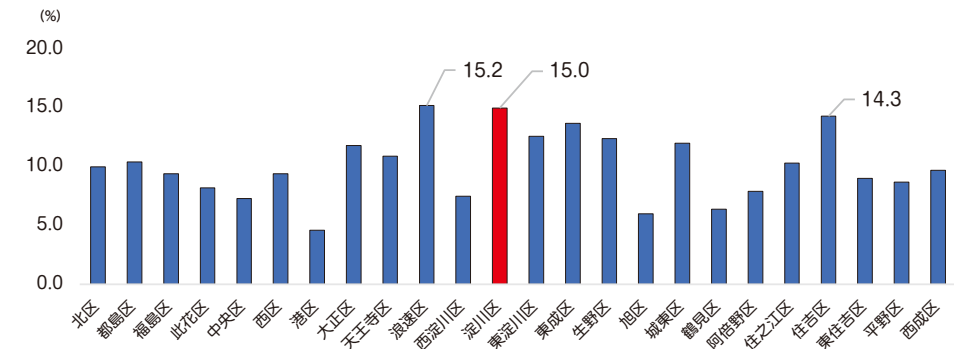
一方で、令和元年に実施された「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」において、「お住まいの地域で困っていること、悩んでいること、または不安なことを相談できるのは次の人（機関）のうちどれですか」との問いに対して「だれにも相談しない（相談できる人はいない）」と答えた方の割合は大阪市全体では 10.1%であったものが淀川区では 15.0%と高くなっています。

相談できる人や機関の状況（大阪市における地域福祉にかかる実態調査（令和元年））

Q. お住まいの地域で困っていること、悩んでいること、または不安なことを相談できるのは次の人（機関）のうちどれですか。（複数回答）



Q. 「お住まいの地域で困っていること、悩んでいること、または不安なことを相談できるのは次の人（機関）のうちどれですか」との問いに対して「だれにも相談しない（相談できる人はいない）」と答えられた方の割合



(6) 子育て支援の状況

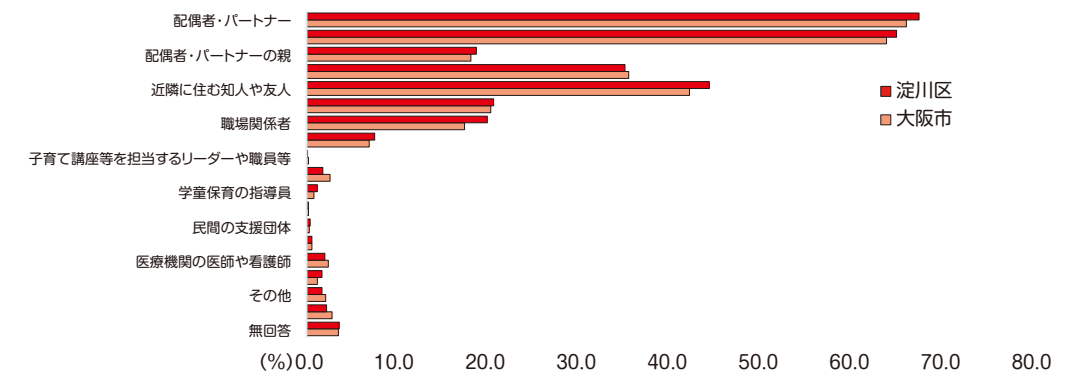
平成 28 年度に実施された「大阪市子どもの生活に関する実態調査」においてこどもの関する相談相手や相談先を尋ねたところ、大半が家族や親族と答えられています。一方で、学校や行政、各種相談員の割合が低くなっており、淀川区は大阪市全体と同様の傾向が見られました。

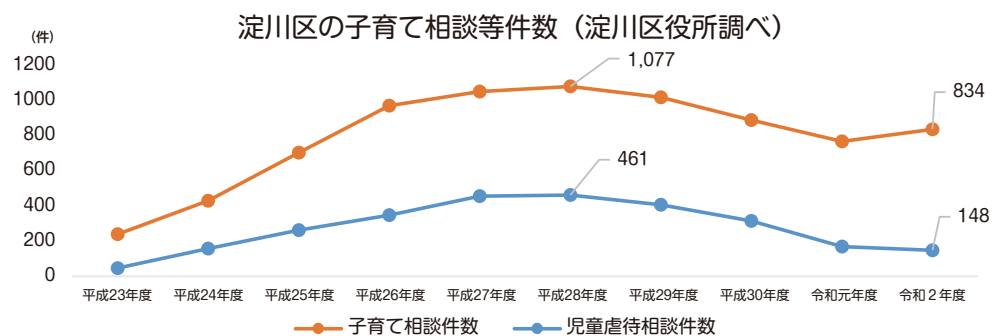
また、淀川区の子育て相談件数は、平成 28 年度に 1,077 件ありましたが、以降、平成 30 年度 886 件、平成 31 度は 766 件、令和 2 年度は 834 件とほぼ横ばいで推移しています。

一方、児童虐待相談件数は、令和元年度は 169 件、令和 2 年度は 149 件とほぼ同水準となっています。

こどもに関する相談相手や相談先（大阪市子どもの生活に関する実態調査 H28）

Q. あなたが本当に困ったときや悩みがあるとき、相談相手や相談先はどこですか。（複数回答）





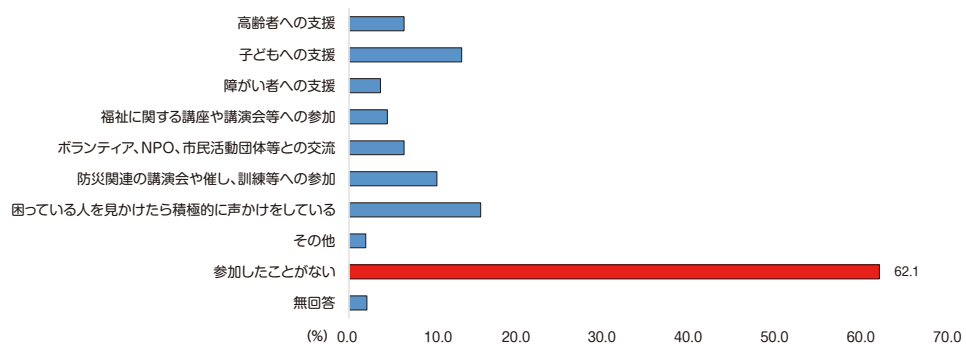
（7）地域福祉活動の状況

令和4年1月に実施した「令和3年度第2回淀川区民アンケート」において、地域福祉活動への参加状況を尋ねたところ、「参加したことがない」と回答した方の割合が62.1%、その理由として、「情報がなためどのような活動や参加方法があるかわからない」と回答した方の割合が30.1%となっています。

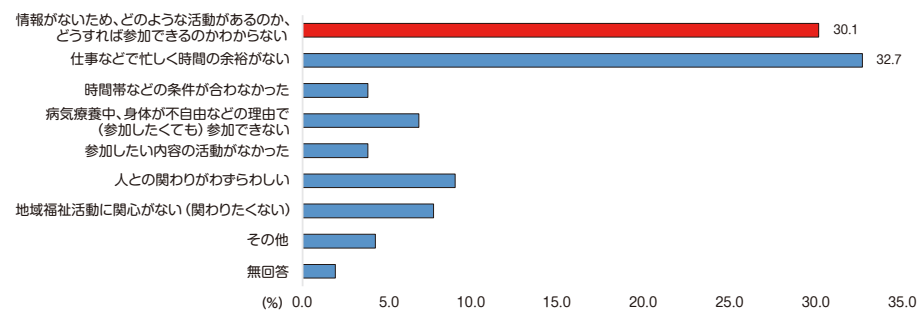
「仕事などで忙しく時間の余裕がない」と回答された方も多くいらっしゃいますが、地域福祉活動が「いつ」「どこで」「どのような活動が」行われているかが行き届いていない状況が見受けられます。

地域福祉活動への参加状況（令和3年度第2回淀川区民アンケート結果）

Q. あなたは、地域活動に参加したことがありますか



Q. 「参加したことがない」理由で最も当てはまるもの



2 統計データから見える淀川区の地域福祉の状況

（1）少子高齢化や社会状況の変化と地域福祉の担い手

少子高齢化は淀川区だけでなく、大阪市、大阪府をはじめ全国においてみられる状況となっています。

また、近年では地域福祉活動の担い手の高齢化や固定化など、後継者不足が課題となっており、淀川区の特徴である「人口増加」と「転出入が多い」といったことを踏まえた地域福祉の推進と担い手育成に取り組む必要があります。

加えて、近年では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面での活動（訪問や声かけ）が制限されたり、そもそもの地域住民同士の交流の機会（高齢者食事サービスやふれあい喫茶、子育てサロンなど）が減少したりしており、今後は「新たな生活様式」に則した活動となるよう工夫が求められています。

（2）地域福祉活動への参加促進

先述のとおり淀川区では住民の転出入が多い状況です。

そこで、新たに淀川区に住まわれる方にはお住まいの地域のことをよく知っていただける環境づくりが必要となりますが、区民アンケートからは地域福祉活動が「いつ」「どこで」「どのような活動が」行われているかが行き届いていない状況であることが判明しました。

地域福祉活動への参加を促進するためには情報発信の強化（手法の工夫等）と合わせて、実施内容の充実が重要です。

加えて、主催側や関係者（支援者など）も他の事業の実施内容にアンテナを張るといった意識付けをすることで、横の繋がりもできていくのではないかと考えます。

（3）複合的な課題や既存制度から外れる課題

淀川区では、困っていることや悩んでいること、または不安なことを相談できる人がいないと答えた方の割合が高く、支援が必要な方を区役所や区内の相談支援機関がキャッチできる機会が少ないことも大きな課題です。

加えて、近年ではいわゆる8050問題（ひきこもりの若者が親に依存したまま長期化し、様々な問題から外部への相談ができず、親子で社会から孤立した状態により生じる生活上の問題）も社会問題化しているなど、抱える課題が複雑・複合化することで一つの制度や支援

機関だけでは解決しにくいケースが顕在化しており、行政を含む各相談支援機関の連携が求められているところであり、支援が必要な個人や家庭に対して積極的にアウトリーチ（※1）を行う必要があります。

一方で、淀川区内には多くの相談支援機関が相談窓口を設けられており、それらの周知・広報を強化することは課題解決に必要な取り組みとなります。

（※1）アウトリーチ

- ・積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること
- ・さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けることであり、対象者の把握だけに留まらない。（『厚生労働省』自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』より）

（4）災害への備え

淀川区は北を神崎川、南を淀川にはさまれた地域であり台風や大雨での内水氾濫や高潮による浸水、南海トラフ地震による津波被害など様々な要因別に対応した避難計画が必要となります。

一方、区内には災害発生時にひとりでは避難することが困難な方（要援護者）が約 8,100 人（令和3年度末現在）の方がいらっしゃいますが、その方々への避難支援の在り方が課題の一つとなっています。

しかし、避難支援を検討するために必要な要援護者の方の状況（地域からの支援を必要とされているかどうか）の把握が進んでおらず目下の課題となっています。

今後、それぞれの状況（世帯構成や身体状況、建物の構造、階層、協力者の昼夜別の有無）に応じた避難について理解を深めていただくことが重要です。

（5）子育て支援

淀川区では 15 歳未満人口は微減傾向にある中で、子育て相談件数は減る傾向にはありません。もちろん相談内容は様々ですが、日々の子育てについて相談したいニーズが高いことがうかがえます。

一方で、こどもに関する相談相手や相談先の大半が家族や親族と答えられ、学校や行政、各種相談員の割合が低くなっている傾向が見られていますが、淀川区内には区役所をはじめ多くの子育て支援施設・窓口が存在しており、支援体制・連携の強化とともに周知・啓発が必要です。

加えて、近年関心が高まっている「ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたち）」に対する適切な支援が求められています。

第3章 課題解決に向けた取り組み方針

淀川区では誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるようなまちをめざして、区民の方や地域からご意見をいただきつつ、区内の関係機関との連携強化を図りながら取り組みを進めてまいります。

とりわけ、今回の推進期間では次の 5 つの項目について重点的に取り組みながら地域福祉を推進していきます。

1 地域における相談支援体制の充実



（1）現状と課題

いわゆる「8050 問題」など、一つの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題を抱えた人や世帯（以下、「複合的な課題を抱えた人」という）への支援が全国的に大きな問題となっているなかで、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法に基づき、全国の自治体において、制度・分野ごとの「縦割り」を超えた包括的支援体制の構築に向けた取り組みが始められています。

全国的な傾向でもありますが、淀川区においても少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題に対し既存の仕組みだけでは解決できない問題が生じています。

こうした複合的な課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、相談支援体制の充実が必要となっていきます。

一方、困っていることや悩んでいること、または不安なことを相談できる人がいないと答えた方の割合が淀川区では 15.0%と市全体の 10.1%を大きく上回っています。

悩み事は人それぞれ千差万別ですが、まずは淀川区には様々な相談支援窓口があることを知っていただくことが必要です。

また、制度の狭間に陥りがちな人を早期に発見し必要な支援につなげるためには、各相談支援機関の連携強化が重要になります。

（2）めざすべき将来像

- 複合的な課題を抱えた人を支援するため、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、総合的な相談支援体制が充実される

- 関係機関のネットワーク強化をはかり、日ごろから顔の見える関係をつくとともに、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）が進む
- 相談窓口の周知などを進め、支援を必要とする人が確実に支援につながる仕組みが構築される

(3) 具体的な取り組み

行政を含む各相談支援機関において共通の相談支援ツールを運用するなどして、支援が必要とされている方のメッセージをキャッチできるよう取り組みを進めるなど、各相談支援機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。

また、各相談支援機関の活動内容などについて、区の広報紙（よどマガ！）やホームページ、SNS等で広報活動を推進します。



地域包括支援センターとランチ

地域包括支援センターとランチは高齢者（主に65歳以上の方）の総合相談窓口です。介護保険の相談・認知症の相談・権利擁護（虐待・成年後見等）の相談など様々な相談に対応し、申請のお手伝い、必要な機関への紹介をしています。住み慣れたところで、安心して自立した生活が送れるよう一緒に考えましょう。

地域包括支援センター

【お問い合わせ】月曜日～金曜日 午前9時から午後7時まで（祝日・年末年始は除きます）
土曜日 午前9時から午後5時まで

- | | |
|---|--|
| ◎淀川区地域包括支援センター
（担当圏域：新高・三国・西三国・東三国・新東三国）
電話番号：06-6394-2914
住 所：三国本町 2-14-3 | ◎淀川区東部地域包括支援センター
（担当圏域：北中島・西中島・宮原・木川・木川南）
電話番号：06-6350-7310
住 所：西宮原 1-6-45 |
| ◎淀川区西部地域包括支援センター
（担当圏域：加島・三津屋）
電話番号：06-6305-0737
住 所：加島 1-34-8 | ◎淀川区南部地域包括支援センター
（担当圏域：神津・十三・野中・新北野・塚本・田川）
電話番号：06-6309-1400
住 所：十三元今里 1-1-52 |

総合相談窓口（ランチ）

【お問い合わせ】月曜日～金曜日 午前9時から午後5時30分まで（祝日・年末年始は除きます）

- | | |
|--|--|
| ○十三ランチ
（担当圏域：木川・木川南・西中島・十三）
電話番号：06-6390-1711
住 所：木川東 3-10-11 | ○東三国ランチ（担当圏域：東三国・新東三国）
電話番号：06-6350-2880
住 所：東三国 2-12-16 |
| ○新高ランチ（担当圏域：新高・野中）
電話番号：06-6397-0710
住 所：新高 4-15-25 | |



障がい者基幹相談支援センター

淀川区障がい者基幹相談支援センターは、淀川区に居住する障がいのある方々やそのご家族等からの相談に応じて、地域でその人らしく安心して生活を送れるよう、支援する機関です。

【お問い合わせ】

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時30分まで
（祝日・年末年始は除きます）

電話番号：06-6101-5031 ※面談ご希望の場合事前にご連絡をお願いします。

住 所：木川東 3-10-11-2 階

※障がい者基幹相談支援センターは各区に1カ所設置されています。



（相談の様子）



淀川区社会福祉協議会

淀川区社会福祉協議会は地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

福祉に関係する様々な相談を電話又は来所で受け付けています。また、相談したいことがあるがどこに相談したらよいかかわからない方への助言・情報提供も行っています。

【お問い合わせ】

月曜日～土曜日（祝日・年末年始は除きます）

相談受付時間：午前9時から午後6時30分まで ※土曜日は午後5時まで

電話番号：06-6394-2900 住所：三国本町 2-14-3



（淀川区社会福祉協議会の外観）



児童家庭支援センター博愛社

児童家庭支援センター博愛社は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導を行う専門相談機関です。“地域に根差した子育て支援”をモットーに、子育てに関する相談やサロンを行っています。さらに、大阪市から委託されています「子育て短期支援事業」の受付・対応もしております。

【お問い合わせ】

年中無休 午前9時から午後6時まで

電話番号：06-6301-0375 住所：十三元今里 3-1-72



（児童家庭支援センター博愛社の外観）

2 生活困窮者への支援の強化



(1) 現状と課題

平成 20 年のリーマンショックの影響を受け生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠として、生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行されました。

淀川区においては平成 25 年以降、生活保護受給者数は減少が続いているものの、新規相談件数は横ばい状況であり、生活に困窮されている方が多くいらっしゃることを表しています。

こうした中、令和 3 年 3 月に淀川区区内において、葬儀費用が出せないとの理由で、兄の遺体を 1 年以上放置したとして同居していた妹が逮捕される事案がありました。経済的な理由で遺体を遺棄せざるを得ない状況に追い込まれていたということを誰かがキャッチでき、必要な支援につなぐことができなければ防げたかもしれない事案であったと思われます。

淀川区役所ではこの事案をきっかけに、民生委員や各相談支援機関、区各窓口などから「気になる事案」や「複合的な課題を抱えた事案」の情報提供を受け、区の生活困窮者自立支援担当が調整役を担い、関係者間の連携構築に向けた取り組みを行う仕組みとして「**淀川区生活困窮者支援システム**」を構築し、必要な制度につなげ自立に向けた支援に取り組んでいます。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、退職や休業、シフトの削減等により所得が減少したことを理由とする生活困窮者自立支援のための相談窓口への相談は大幅に増えています。

生活困窮者とは、現在、経済的に困窮している人や、近い将来、経済的困窮に落ちうる可能性のある人といった経済的な困窮だけではなく、地域や社会から孤立し自ら情報にアクセスするのが困難な人や、日々の生活に追われ気力や自尊感情が低下している人、過去の経験等から行政機関へ相談することに心理的な抵抗がある人等、自ら支援を求めることが困難な人も該当します。

こうした生活困窮者の方の課題を整理し、自立されるまで支援する仕組みの充実が求められています。

(2) めざすべき将来像

- 様々な課題を複合的に抱えた人を支援するため、総合的な相談支援体制を充実させ支援困難事例に的確に対応できる取り組みが進む



参考資料 2
P31

- 生活困窮者支援会議を活用して区役所内及び関係機関との連携強化を図り、解決へ向けた取り組みが進む

(3) 具体的な取り組み

淀川区役所の生活困窮者自立支援担当が、地域や各相談支援機関、区役所各担当等で気づいた「気になる事案」や「複合的な課題を抱えた事案」の情報を集約することで、生活困窮者の情報をキャッチし、どの支援機関につなげたらよいかといった課題を解決します。（「1 地域における相談支援体制の充実」とも関連）

また、「生困シェア会議（※ 2）」での事案や地域課題の共有を通して関係機関との連携強化を図る「淀川区生活困窮者支援会議」を開催し、生活困窮者を早期に発見するとともに適切な支援につなげていきます。

（※ 2）生困シェア会議

生活困窮者自立支援制度における「支援会議」のうち、個別支援の検討を目的とした会議で、支援を行う関係機関の間で「情報の共有」や「支援方針の検討」、「役割分担の協議」を行う。

生活自立相談窓口

生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月から施行されています。最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第 2 のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的としています。この制度は「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が目標です。



（生活自立相談窓口の様子）

生活困窮者のもつ多様で複合的な課題を解きほぐして解決に導くためには、公民を問わず地域のさまざまな力を活用した包括的な支援が必要となることから、「支援する側・支援される側」という関係を固定的なものとしせず、誰もが地域社会の一員として積極的な役割を果たしていくという視点が重要です。さまざまな分野の社会資源の連携を促進し、行政、関係機関、地域住民等の協働による「地域づくり」の取り組みを進めていく必要があります。

淀川区役所には、生活に困ったときの相談窓口があります。『生活自立相談窓口』では、経済的なお困りごとだけでなく、住まいや仕事、家族のことなど生活のお困りごとについて、一緒に考え、解決に向けて相談をお受けします。不安や心配ごとを相談支援員が寄り添いながら、自立に向けたお手伝いをしますので、まずはお電話か窓口でお問い合わせください。

【お問い合わせ】

月曜日～金曜日 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（祝日・年末年始は除きます）

電話番号：06-6195-7851 メールアドレス：yjiritsushien@lime.ocn.ne.jp

住 所：十三東 2-3-3 淀川区役所 3 階

3 要援護者への支援体制の充実



(1) 現状と課題

淀川区の高齢者人口（65歳以上）は平成27年と令和2年の国勢調査結果の比較から306人と微増でしたが、年齢層別では65歳から74歳までの人口は22,060人から19,847人と2,213人減少している一方、75歳以上は17,905人から20,424人と2,519人増加しており、高齢者の中でも高齢化が進んでいます。

また、淀川区の特徴として単身世帯の割合が高く、今後一人暮らしの高齢者世帯の増加も予想されます。

加えて、認知症高齢者数や障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えている状況です。

一方、医療依存度が高い療養者（人工呼吸器、酸素、吸引等の使用者）については医療機関、訪問看護等の情報交換や連携が必要となります。

こうした中、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に、地域とのつながりが持たず「孤立死」に至るような社会的孤立が広がる中で、支援が必要でありながら適切な支援につながらない人をいかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

淀川区役所では、「要援護者」への声掛けや安否確認などの日ごろの見守り活動と、災害時の安否確認や避難所等への避難支援といった避難支援活動が一体となった「要援護者支援システム」の構築に取り組んでいます。

(2) めざすべき将来像

- 地域における見守り活動が充実され、要援護者の方に適切な支援がつけられている
- 災害発生に備えて地域の活動者と要援護者情報を共有するなどして避難訓練等、具体的な活動が取り組まれている

(3) 具体的な取り組み

要援護者へ必要な支援がつけられるよう、区内の各相談支援機関との連携を深めます。
（「1 地域における相談支援体制の充実」とも関連）

また、「要援護者支援システム」について区の広報紙（よどマガ!）やホームページ、

SNS 等で発信するとともに、要援護者名簿を地域における日ごろの見守りと災害時の避難支援への活用を推進していきます。

特に、令和3年5月の災害対策基本法改正で**個別避難計画**の作成が市町村の努力義務とされ、おおむね5年程度で地域の実情に応じて作成することとなったことを踏まえ、令和7年度末までを集中的な取り組み期間とします。



一人ひとりが災害発生に備える～個人の防災計画「マイ・タイムライン」～

「災害」にはいろいろな種類があります。突然大きな揺れに襲われる地震とは違い、大雨や台風といった風水害は天気予報などである程度事前に予測できます。洪水発生時などにあわてずに行動するため、「いつ」「何をやるのか」を事前に考え、自分自身の行動を時系列にあらわした個人の防災計画が「マイ・タイムライン」です。区内でも、マイ・タイムライン学習会を開催した地域・団体が増えてきています。

「マイ・タイムライン」を作るためには、平時からあらかじめ色々な情報を収集しておくことが重要です。戸建て住宅かマンションか、家族に高齢者や乳幼児がいるか、ペットがいるか、持病があるか・・・同じ地域に住んでいても生活状況はそれぞれ異なるため、一人ひとりが「自分ごと」として考えておくことが大切です。

- マイ・タイムラインを作るためには・・・
- ・ 自宅や周辺のリスクをハザードマップで確認しておく
 - ・ 避難先や避難ルート、避難時の持ち物を考える
 - ・ 家族構成を踏まえて、避難のタイミングを考える
- 作ったマイ・タイムラインについて家族や地域の人たちと話し合う

しかし、作ったマイ・タイムラインどおりに災害が進行するとは限りません。臨機応変に防災行動がとれるよう、防災行動について学んだり、防災用品を備えておくことも大切です。マイ・タイムラインについてもっと知りたい、自分も作ってみたいという方は、国土交通省ホームページ「マイ・タイムライン」のページをぜひご覧ください。また、マイ・タイムライン作成に限らず、防災に関する出前講座のご依頼は随時受け付けておりますので、淀川区役所市民協働課防災担当までご連絡ください。



（区地域女性団体協議会防災学習会「マイ・タイムラインを作ろう」の様子）



国土交通省 マイ・タイムライン
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html>

4 切れ目のない子育て支援（淀川区版「ネウボラ」）の推進



（1）現状と課題

少子化や核家族化の進行、都市化による地域コミュニティの希薄化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。

また、淀川区では養育相談や発達相談などの子育て相談件数は平成 30 年度 572 件、平成 31 年度は 597 件、令和 2 年度は 686 件とほぼ横ばい状況です。

一方、児童虐待件数は現在の集計方法になった令和元年度 169 件、令和 2 年度は 149 件とこちらもほぼ横ばい状況です。

いずれの相談件数も増加こそしていませんが、減少傾向の兆しも見えていないことから引き続き子育て支援策の取り組みが必要です。

淀川区役所では「**淀川区版ネウボラ**」と名称をつけて、妊娠期から中学生までの課題を抱えるこども達に対し切れ目のない支援を実施しています。

本来、「ネウボラ」という言葉は、フィンランド語で「アドバイスをする場所」という意味で、フィンランドでは一人の保健師が産前・産後や子育て期間で、切れ目のない支援を実施しています。

淀川区役所で実施する子育て支援策は特定の担当者だけではなく、淀川区役所全体で切れ目のない支援の仕組みとし、その仕組みの構築を進めていきます。

現在の大阪市の施策では区役所が 3 歳児健診から小学校入学前まで（4・5 歳児）、の生活状況や健康状況を把握する仕組みが不十分な状況です。

こうした状況の中、令和 4 年度から淀川区役所独自施策として、これまで充分把握できていなかった 4・5 歳児について、区役所職員が保育所や幼稚園等を訪問することにより、生活状況や健康状況等が気になるこどもを把握し、適切な支援につなげる取り組みを開始しています。

また、近年関心が高まっているヤングケアラー（本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのこと）について、こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかつたり、学校に行けなかつたり、遅刻するなど、こどもらしく過ごせていない可能性があるとしており、その対策が求められています。



（2）めざすべき将来像

- 妊娠期から子育て期まで家族全体で子育てに取り組み、友人や行政等に子育てに関する相談ができて、必要な支援及びサービスを切れ目なく受けることにより「重大な児童虐待ゼロ」の状態となる
- ヤングケアラーへの支援が行われることにより、こどもらしく過ごすことができる状態となる

（3）具体的な取り組み

すべての 4 歳児を対象に家庭や保育所・幼稚園等の施設へ訪問し、健康教育や子育て相談等を実施します。

加えて、淀川区独自に 4・5 歳児を対象に就学前施設へ訪問し健康状況や発達状況が「気になるこども」の状況把握や適切なアセスメントを行い、児童虐待の早期発見、ハイリスク家庭への早期支援に取り組みます。

こうした、取り組みを含め妊娠期から中学生までの間、切れ目のない支援を行います。

また、ヤングケアラーへの支援は、まずは社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・把握に努めるなど、関係機関と連携し支援策の充実に取り組みます。



4・5 歳児訪問事業

令和 4 年 4 月から淀川区独自で、区内就学前施設（保育所・幼稚園等）に区役所配置の 4・5 歳児施設訪問事業推進員が訪問し「聞き取りシート」を用いて、健康状態や発達状況、生活状況等の気になるこどもの情報把握を行っています。把握した情報をもとに適切な支援につなげるため、区内就学前施設に相談先の案内や社会資源（※3）の情報提供等を行っています。

この訪問を通して、区役所職員と就学前施設の職員が顔の見える関係性を作り、連携を深めています。

また、就学前施設から区への要望等も聞き取り、子育て支援施策の充実に努めています。



（就学前施設訪問時の様子）

（※3）社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等を総称している。

（『精神保健福祉用語辞典』中央法規より）

5 地域福祉を支える人材づくりと住民の参加促進



(1) 現状と課題

大阪市地域福祉基本計画では、地縁による地域福祉活動は、参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっており、あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要とされています。

淀川区で実施する区民アンケートにおいて地域活動に参加したことがないと回答した方の割合が62.1%となっており、その理由は「仕事などで忙しく時間の余裕がない(32.7%)」、「情報がなため、どのような活動があるか、どうすれば参加できるかわからない(30.1%)」が上位を占めています。

一方、地域が実施する防災訓練や活動への参加については、「ぜひ参加したい(8.7%)」、「日時の都合がよければ参加しようと思う(64.7%)」を合わせると約73.4%の方が参加したいと回答されています。

人材育成にはまずは多くの方に地域福祉活動に参加いただき、お住まいの地域をより知っていただくことが重要です。

そのためには、開催日時を多くの方が参加しやすいものとすることや、活動内容について情報発信を強化することが必要です。

また、淀川区は高度成長期にものづくりの街として工業地域が発展してきたこと、新大阪駅や十三駅といったターミナル駅があり交通の便が非常によいことから、企業や学校、NPO等が多く、昼間は約9万5千人の方が淀川区外から通勤・通学され、昼夜間人口比率は約130%となっています。

新たな地域福祉活動の担い手のすそ野を広げるためには、地域と企業・学校・NPO等が連携しやすい土壌作りが有効な手段と考えられます。

(2) めざすべき将来像

- 地域福祉活動の情報が区民の方に十分に行き届いている
- 地域において活動の担い手育成に向けた土壌が醸成されている

(3) 具体的な取り組み

区の広報誌「よどマガ!」やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し各種地域福祉活

動の情報発信を行うことにより、地域福祉活動の重要性の理解促進を図るとともに、身近な地域で行われている地域福祉活動への参加を呼びかけます。

各地域においても地域福祉活動情報を効果的に発信できるよう、広報誌や掲示板、SNS等の広報力強化の支援を行います。

中間支援組織(まちづくりセンター等)と連携し、今まで地域福祉活動に関わりの薄かった方々も気軽に参加できるような地域福祉活動となるよう、また身近な地域におけるつながりの大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題と捉え地域のことを「気にかける」ことができるような地域福祉活動となるよう、活動内容の企画立案の支援を行います。

企業・学校・NPO等も地域活動の担い手として地域等と協働した地域福祉活動を展開できるように、連携支援を行います。



企業と地域が連携して防災イベントを実施

三菱UFJ銀行十三支店(以下、十三支店)より、地域の子ども達に災害について学ぶ機会を提供し理解を深めてもらいたいとの提案を受け、十三地域、神津地域、新北野地域合同の「集まれ防災キッズ!～災害のことを考えよう～」のイベントが開催されました。

初めての取組みという事もあり、十三支店と各地域役員が企画、集客方法など何度も話し合いの場を持ちました。

当日は、防災脱出ゲームと消防署による講演を行い、防災脱出ゲームのゴールでは十三支店から参加賞の防災用のエマージェンシーボトルが配られるなど、企業と地域が一体となった防災イベントとなりました。



(防災イベントの様子)

第4章 地域福祉推進ビジョンの進め方

淀川区地域福祉ビジョンがめざす「誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられるまちづくり」及び課題解決に向けた取り組みを進めるにあたっては、「淀川区将来ビジョン2025」の区のめざす将来像「つなぐ・ひろがる・支えあうまち よどがわ」を踏まえ、行政だけでなく、地域住民、関係する機関、団体等が一体となり、地域福祉の推進に取り組むことが不可欠と考えており、今回改定したビジョンの内容については区民の方だけでなく、関係する機関や団体などへも、あらゆる機会を捉えて、積極的に広報、周知を行い、幅広い連携・協力体制を構築していくこととします。

また、本地域福祉推進ビジョンの取り組み状況（行動計画）については、「淀川区運営方針」においてPDCAサイクルを活用しながら継続的に改善します。

加えて、区政会議をはじめ、関係機関や団体等からご意見を頂きながら、今後の取り組みの展開に活かしていくこととします。

今後、国の制度変更や住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じてビジョンの内容を見直していくこととします。



● 認知症ケアパス～認知症の経過と支援の流れ～ 29

認知症の相談窓口や、症状の進行段階に応じた支援やサービスを紹介したものです。認知症になっても支援やサポートを受けることで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができます。その実現のためにご活用ください。

● 淀川区生活困窮者支援システム（イメージ図） 31

民生委員や各相談支援機関、区各窓口などから「気になる事案」や「複合的な課題を抱えた事案」の情報提供を受け、区の生活困窮者自立支援担当が調整役を担い、関係者間の連携構築に向けた取り組みを行う仕組みです。

● 個別避難計画ってどんなもの 33

令和3年5月の災害対策基本法改正で、避難に支援が必要な方々への個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。個別避難計画を作成し、いざという時のスムーズな避難支援に備えましょう。

● 淀川区版ネウボラ 35

淀川区役所では「淀川区版ネウボラ」と名称をつけて、妊娠期から中学生までの課題を抱える子ども達に対し切れ目のない支援を実施しています。

● 淀川区地域福祉推進ビジョン策定に関する意見交換会（メンバー表） 37

認知症ケアパス ～認知症の経過と支援の流れ～

認知症は早期発見・早期対応が大切です。「あれっ?」と思ったら相談窓口へ！
認知症の原因となる疾患やお身体の状況などにより経過は異なりますが、
今後を見通す参考にしてください。



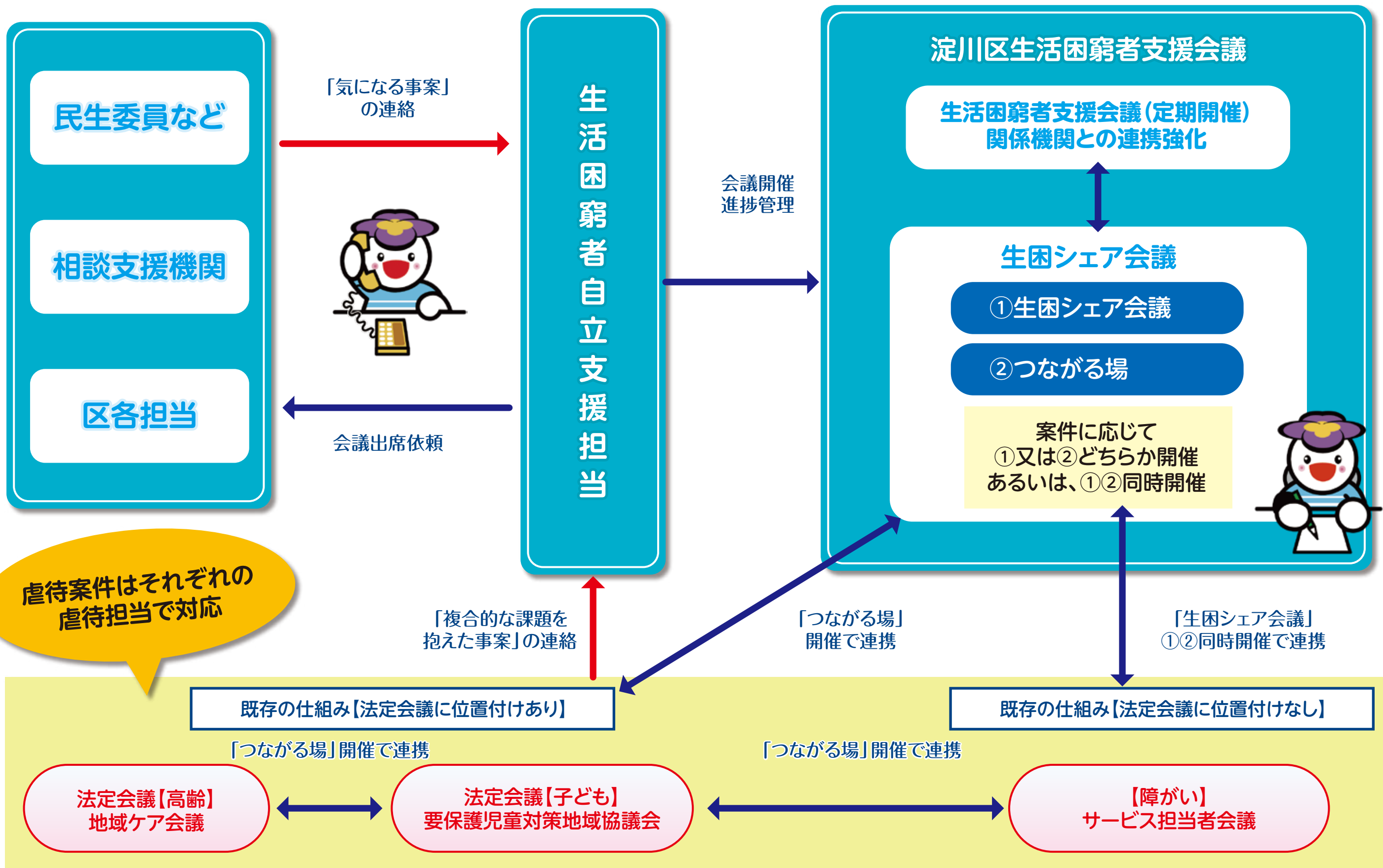
認知症の原因となる疾患やお身体の状況などにより経過は異なりますが、今後を見通す参考にしてください。
家族や周囲の方が認知症を理解し、経過に合わせて対応していくことが大切です。

関係機関の連絡先や各サービスの詳細などについては、
淀川区オレンジチームや担当の地域包括支援センターへお問合せください。

	何となくおかしいと感じる	普段していることはできる	見守りが必要	手助けや介護が必要	いつも介護が必要
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> 同じことを何度も言う もの忘れが多くなる 大切な約束を忘れる 	<ul style="list-style-type: none"> 日時がわからなくなる これまでできてきたことにミスが目立つ 大事なものをなくすことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 季節や場所がわからなくなる 服薬や金銭の管理ができなくなる 火の不始末が多くなる 	<ul style="list-style-type: none"> 着替えや食事が上手くできなくなる 排泄の失敗が増えてくる 家族のことがわからなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子やベッド上の生活が長くなる 日常生活に関することに助けが必要 言葉のコミュニケーションが難しい
家族の気持ちと対応	<p>いつもと違うと感じて心配や不安がある</p> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医や淀川区オレンジチーム、地域包括支援センターに早めに相談しましょう。 介護保険の申請手続きは地域包括支援センターで代行することができます。 適切な治療やケアを受けることで、症状を軽減し進行を遅らせることが期待できます。 	<p>できるだけ長く今までどおりの生活をさせてあげたい</p> <ul style="list-style-type: none"> 友人や地域とのつながりを大切に、ご本人が家に閉じこもらないようにしましょう。 今までやってきた地域の活動やボランティア、趣味などがあれば、それらが続けられる環境をつくりましょう。 	<p>できないことや失敗が増えてきて対応に困る</p> <ul style="list-style-type: none"> ご本人の不安感に視点を置いて関わることで、介護者の心の安定にもつながります。 できないことや失敗があってもご本人に対して怒らないようにしましょう。 対応に困った時は抱え込まずに身近な人や各機関等に相談することが大事です。 	<p>目が離せないことが多く、介護疲れを感じる。ゆっくり休みたいと思う</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族や親しい人、ケアマネジャーなど周囲の人に気持ちを打ち明けたり、介護保険サービスを利用したりして、介護者も休息の時間をつくりましょう。 	<p>最期の過ごし方や看取りが心配</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設での生活を希望する場合は早めにいくつかの施設を見学しておきましょう。 元気なうちにエンディングノートなどを活用し、最期の過ごし方や看取りについて本人の希望を確認しておきましょう。
	気づき～相談	介護保険の申請等	見守りが必要	手助けや介護が必要	重度・終末期のケア
相談する	<ul style="list-style-type: none"> オレンジチーム・地域包括支援センター 淀川区保健福祉センター ケアマネジャー（介護支援専門員） 				
医療・受診する	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医 認知症サポート医 歯科医師・歯科衛生士 薬剤師 認知症対応医療機関・認知症疾患医療センターなど専門医療機関 				
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護・サービス・訪問リハビリ 訪問介護 デイサービス 住宅改修・福祉用具の貸与や購入 「通い」を中心に「訪問やお泊り」を組み合わせ提供する「小規模多機能型居宅介護」 ショートステイなどの短期宿泊サービス 				
住まい（自宅以外）	<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホーム 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅 グループホーム・老人保健施設 特別養護老人ホーム 				
地域の通う場所	<ul style="list-style-type: none"> 地域の集まり（百歳体操・ふれあい喫茶・食事サービス・なにわ元気塾等） 老人福祉センター活動 等 認知症カフェ 				
権利を守る	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業（あんしんさぼーと） 成年後見制度 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム 認知症高齢者 見守りメール配信（見守り相談室） 				

淀川区生活困窮者支援システム(イメージ図)

民生委員や各相談支援機関、区各窓口などから「気になる事案」や「複合的な課題を抱えた事案」の情報提供を受け、区の生活困窮者自立支援担当が調整役を担い、関係者間の連携構築に向けた取り組みを行う仕組みです。生活困窮者の方の課題を整理し、必要な制度につなげ、自立に向けた支援に取り組んでいます。



個別避難計画ってどんなもの？

個別避難計画のいいところ

避難を支援する方が要援護者の身体状況(車いす利用、耳が聞こえにくい等)や薬の服用状況、避難に必要な配慮が把握できるので、いざという時のスムーズな避難支援に備えることができます。

避難支援を必要とする**具体的な理由**を記載します

避難支援が行える**可能性のある人**を記載します
支援者が個人の場合は、個人の情報を記載します
支援者が地域などの場合は、団体の情報を記載します

緊急時に連絡する必要がある**家族や親戚、友人、近所の人**などを記載します

自宅にいない時間など、**特記事項**がある場合は記載します

個別避難計画 【見本】

作成年月日●●年●●月●●日

地域	●●地域	町会エリア	●●町会	作成者	●●●●
フリガナ	ヨドガワイチロウ		性別	男性	
氏名	淀川 一郎		生年月日(年齢)	●●年●●月●●日生 (●●歳)	
住所	大阪市淀川区十三東2丁目3番3号 淀川マンション222号				
電話(FAX)	自宅 06-●●●●-●●●● 携帯 090-●●●●-●●●● FAX				
メールアドレス	XXXXXXXX@●●●.ne.jp				
避難等支援を必要とする理由	自分ひとりで避難所への移動ができず、通常の生活をするのに薬を必要としているため。				
避難の手助けをする方(避難支援等実施者)①					
フリガナ	オオサカタロウ				
氏名	大阪 太郎				
住所・所在	大阪市淀川区●●●丁目◆◆番▲▲号				
連絡先	080-XXXX-XXXX				
避難の手助けをする方(避難支援等実施者)②					
フリガナ	●●チョウカイ				
氏名	●●町会				
住所・所在	大阪市淀川区●●●丁目◆◆番▲▲号				
連絡先	06-■■■■-■■■■				
緊急時の連絡先①					
フリガナ	ヨドガワジロウ	本人との関係	弟		
氏名	淀川 二郎				
住所	大阪市淀川区●●●丁目▲▲番**号				
連絡先	自宅 06-▲▲▲▲-▲▲▲▲ 携帯 080-****-**** FAX				
緊急時の連絡先②					
フリガナ					
氏名					
住所					
連絡先	自宅	携帯	FAX		
連絡時の配慮事項	毎週火曜、木曜10時～16時にダイサービスへ通所				
医療機器	注射(インスリン)				
治療中の病気又は障がい名	糖尿病、白内障、変形性膝関節症				

※避難支援等実施者による災害時の避難支援を保障するものではありません。
また、避難支援等実施者は、避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。

医療が必要な避難者であることを把握するために、**治療中の病気や持病**などがある場合は記載します



地域の方々が日ごろの見守り活動と一体となって、個別避難計画作成の活動を進めていますので、区民の皆様におかれましてはご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

個別避難計画の作り方(一例)

要援護者の方々に対して、日ごろから見守り活動を行い、その活動でのコミュニケーションの一環として、個別避難計画について話し、次の訪問以降で様式に記載できる箇所から埋めていきます。



【見本】

世帯状況	高齢者のみ一人暮らし	河川氾濫	浸水深 3~5メートル(淀川)
家族構成、同居状況等	弟が1人 同居家族なし	津波	浸水深 0.5~3メートル
建築時期	25年 構造 木造・ 鉄筋	高潮	浸水深 5~10メートル
普段の部屋	リビング(1LDK)	戸別住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅(5階建ての2階)
救急カプセル	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	緊急通報システム	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
使用薬	インスリン注射、カーユニ点眼液、ロキソニン内服薬		
かかりつけ医	医療機関名 ○○○内科・眼科	電話	06-0000-0000
	医療機関名 ◇◇◇整形外科	電話	06-◇◇◇◇-◇◇◇◇
福祉サービス事業所	事業所名 ☆☆ケアプランセンター	電話	06-☆☆☆☆-☆☆☆☆
ケアマネジャー	氏名 東 十三子	電話	06-%%%-%%-%

特記事項
車いすがなければ移動できない。
耳が遠いため、耳元で大きな声で話すことが必要。
やや視界不自由。施設入所も検討している。

避難場所			
一時避難場所	十三東公園	広域避難場所	淀川河川敷
災害時避難所	十三小学校	津波避難ビル	○○ビル

避難経路・注意点

・小学校までの避難経路

・津波、河川氾濫時の避難場所
(垂直避難で自宅から自宅マンションの5階踊り場へ)

移動時に必要な配慮事項
車いすでなければ移動できない。やや視界不自由。
耳が遠いため、耳元で大きな声で話すことが必要。(左側の方がよく聞こえる)
避難生活における配慮事項
糖尿病のため、食事制限あり。

記載情報は淀川区役所、淀川消防署、淀川警察署、淀川区社会福祉協議会等関係機関や避難支援等実施者に提供することに同意します。
××年 ××月 ××日 氏名 淀川 一郎

お住まいの場所の**被害想定**を記載します

災害時の**安否確認**を容易にするために記載します

かかりつけ医や福祉サービス、服用しているお薬等がある場合に記載します

関わりのある**ケアマネジャー**がいる方は記入します

防災マップや水害ハザードマップを参考に、**近い避難場所**を記載します

災害時、どこに避難するか慌てないために、あらかじめ**自宅から避難所までの簡単な経路**を記載します。分かりやすい目印があれば併せて記載します

避難時に**必要となる配慮**を記載します

個別避難計画書を**関係先に提供**することに同意していただきます

避難生活で**配慮が必要なこと**(食事でのアレルギーや疾患があるなど)があれば記載します

避難所などの場所は
こちらから
ご確認ください。

淀川区防災マップ

水害ハザードマップ

津波避難ビル一覧

災害が発生した時に、要援護者一人ひとりに対する避難を支援することができるよう、要援護者の状況や避難先、避難を支援する方などを記載したものです。平常時では、作成した個別避難経過をもとに避難の支援方法について考えることや、避難訓練を実施する等で活用します。
※避難を支援する方による災害時の避難支援を必ずしも保障するものではありません。

淀川区版 **ネウボラ**

ネウボラって何？
フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味で、切れ目ない支援をワンストップで行う制度とそのための子育て支援拠点のことです。

妊娠期から中学生までの切れ目ない子育て支援

淀川区は切れ目ない子育て支援で妊婦さんや子育て家庭を応援します！

安心して出産・子育てしてもらえるメニューをご紹介します。

淀川区保健福祉センター 保健福祉課(区役所2階)

- 健康相談 21番 ☎6308-9968
- 健康づくり 22番 ☎6308-9882
- 子育て支援 23番 ☎6308-9939

何でも気軽に
ご相談ください！



親子で遊びに
来ててくださいね

6か月～3歳頃

ゆめちゃん☆ハッピールーム
保育士による子育て講座です。人形劇や体操など、楽しいプログラムをたくさん用意しています。外部講師をお招きした親子ヨガやミュージックケアも不定期で行っています。

妊娠中

妊婦教室
「プレパママ教室(わくわく教室)」
赤ちゃんのお風呂の入れ方やお世話を、実際に体験しながら学べます。土日には、助産師によるプレパママ教室も開催しています。



お住まいの地域の
担当保健師が子育てを
サポートします

出産

妊婦面談
新しい家族を迎える準備のために、保健師とお話しながら、一緒に子育てメニューを考えていきます。

妊娠中

出産

新生児訪問指導
助産師や保健師がご自宅を訪問し、お子さんの成長の様子などを見ます。子育てに関する質問や相談ができます。

3か月・1歳6か月・3歳

乳幼児健診

3か月・1歳6か月・3歳の乳幼児健診では育児や離乳食をはじめ、日頃の悩みや不安なども相談できます。

乳幼児健診

3か月児健診

初めての集団健診！赤ちゃんは3か月でころも身体もグングンと成長します。どれだけ大きくなったかな？

1歳

乳幼児健診

1歳6か月児健診

この時期になると、見たり、聴いたり、話したり、歩いたり大忙し。乳児から幼児へのステップをチェック！

1歳～就学前

乳幼児の発達相談
専門家が発育や発達の状態を詳しく見ます。

3歳

乳幼児健診

3歳児健診

「これはなに？」「あのひとはだれ？」何にも興味いっぱい。こころと身体の発育状況をチェック！

4～5歳

4・5歳児の発達相談

発達に不安のあるお子さんについて、専門家に相談できます。

5歳

淀川区子育ておたすけアイテム



HPでも見られます!!

子育て情報誌ゆめキッズ
淀川区のホットな子育て情報を隔月で発行しています。



HPでも見られます!!

子育て支援マップ

区内の保育施設や子育て支援施設、子どもが受診可能な病院等役立つ情報が満載です。



区役所に
置いてあります!



専門のスタッフと一緒に
親子で楽しい体験にチャ
レンジしてみませんか?

～18歳

発達が気になるお子さんと保護者のための親子講座
さまざまな体験と一緒に楽しむ親子参加型の体験講座「親子であそぼう」を開催しています。

～18歳

発達が気になるお子さんを育てる保護者のためのピアカウンセリング
「ピア」は「仲間」という意味です。発達障がいを持つお子さんの養育経験があるカウンセラーとの相談や、具体的な支援の紹介が受けられます。

New! 令和4年度新規事業 4～5歳

4・5歳児施設訪問事業

区内の保育所や幼稚園に区職員が伺い、お子さんの健康や発達状態を見守ります。支援が必要なご家庭には、制度を紹介するなど支援につなげます。

さまざまな
福祉サービスを
提案します

手続きの
サポートも
行っています

就学



スクール
ソーシャル
ワーカー

こどもサポート
推進員
小学生～中学生

こどもサポートネット

学校生活の中で見えてくる困りごとを、区役所や地域と連携しながら、支援の必要な家庭に寄り添って一緒に解決していきます。

淀川区役所では、妊娠期から中学生までの課題を抱える子ども達に対し切れ目ない支援を実施しています。本来、「ネウボラ」という言葉は、フィンランド語で「アドバイスをする場所」という意味で、フィンランドでは一人の保健師が産前・産後や子育て期間で、切れ目ない支援を実施しています。淀川区役所で実施する子育て支援策は特定の担当者だけではなく、淀川区役所全体で切れ目ない支援の仕組みとし、その仕組みの構築を進めていきます。